

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・母子保健福祉課

法令名	児童福祉法	法令の番号	昭和22年164号
不利益処分の種類	助産施設への保護の解除	根拠条項	第22条
処分基準	<p>法第22条に規定する「妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないと認められるとき」という入所の要件を欠くに至った場合に保護を解除する。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	福祉事務所
	2 弁明の機会の付与	機関	福祉事務所
			目次
			NO
			3